

平成 22 年 6 月 14 日

各 位

愛知県東海市加木屋町陀々法師 14 番地の 40
V Tホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 一 穂

「第 28 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 22 年 6 月 11 日にご送付いたしました、当社「第 28 期定時株主総会招集ご通知」添付書類の事業報告の一部に記載の誤りがありましたので、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は下線にて表示しております。

記

「第 28 期定時株主総会招集ご通知」12 頁

4.会社役員に関する事項 (2)取締役及び監査役の報酬等の額

[訂正前]

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5 名	<u>112</u> 百万円
監 査 役	2	10
社 外 監 査 役	2	4
合 計	9	<u>127</u>

- (注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.取締役の報酬限度額は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 24 期定時株主総会において年額 180 百万円以内と決議いただいております。
3.上記報酬額のほかに、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金組入額 33 百万円及び過年度役員退職慰労引当金組入額 90 百万円があります。
4.監査役の報酬限度額は、平成 9 年 1 月 20 日開催の臨時株主総会において年額 40 百万円以内と決議いただいております。

[訂正後]

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5 名	<u>127</u> 百万円
監 査 役	2	10
社 外 監 査 役	2	4
合 計	9	<u>142</u>

- (注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.取締役の報酬限度額は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 24 期定時株主総会において年額 180 百万円以内と決議いただいております。
3.上記報酬額のほかに、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金組入額 33 百万円及び過年度役員退職慰労引当金組入額 90 百万円があります。
4.監査役の報酬限度額は、平成 9 年 1 月 20 日開催の臨時株主総会において年額 40 百万円以内と決議いただいております。
5.上記報酬等の額には、平成 20 年 6 月 27 日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役 3 名に付与した新株予約権 15 百万円(報酬としての額)を含んでおります。

以上